グアム島 知事室 アガニャ, グアム 96932 アメリカ合衆国

知事令 2020-06

新型コロナウィルスへの統一された対応活動チーム、CUREアクションチーム (COVID-19 Unified Response Effort- CURE) の創設及び社会的活動制限の義務 化の延長に関連して

2020年3月14日ルー・A・レオン・ゲレロ(メガハガ・グアハン)知事は、基本法及びグアムの法律により与えられた権限に従い、新型コロナウイルス(COVID-19)によってもたらされる潜在的な危険のため、グアム島で公衆衛生上の緊急事態を宣言した。

追って新型コロナウィルス拡散の軽減を目的とし、社会的活動制限の義務化に関して二つの知事令を発令した。

不必要な集会や社会的活動を防ぐため、行動制限の継続及びさらなる対策導入の必要がある。

政府の重要な機能は公的機関の公開会議にて実行されるが、一般参加者のある会議は島の新型コロナウィスル拡散を遅らせるべくとられている我々の努力を危うくする事がある。

公衆衛生上の緊急事態宣言からグアムでは新型コロナウィスル感染が確認されて おり、感染者はいくつかの指定された隔離施設もしくは自宅にて継続して観察さ れている。

地域の医療代表者等との協議の結果、公的、民間両者の医療施設は医療行為を最大限に提供し、限られた医療用品の確保をし、施設を最大限有効活用できるよう調整が必要であると判断した。

最善を尽くすべく、グアム政府は島の医療システムを島内における新型コロナウィルス拡散に対応するための準備をし、医療体制を変換する必要がある。

アメリカ合衆国連邦政府は州および準州が新型コロナウィルス感染流行終息への対策支援として特別な財源を確保する法律を制定した。

民間の医療機関、公的医療機関、両方の協力組織は医療的対応を優先し、医療行為を提供した際には統一料金システムに従うものとし、払い戻しは連邦政府によって制定されたプログラムによって行われることに同意する。

よって、ルー・A・レオン・ゲレオ知事は修正されたグアム基本法により与えられた権限により、ここに以下の命令を下す:

1. 最重要でないグアム政府機関の閉鎖 全ての最重要でないグアム政府機関はすでに閉鎖されており、知事令 2020-004および2020-005に従って業務を停止している場合、その命令は4 月13日まで継続される。

2. 全ての学校の閉鎖

知事令2020-004に従って教育目的に対して閉鎖している公立、私立全ての学校は2020年4月13日まで閉鎖を延長する。グアムコード注釈付き第4条、第6章17番による不登校の定義は保留とする。知事令発令中の学校閉鎖による生徒の欠席や新型コロナウィルスに関する欠席は不登校として計算されない。

- 3. 集会の禁止および社会的活動制限の義務化の期間延長 知事令2020-005第1項によって定義された集会、会衆の禁止期間は2020 年4月13日まで延長する。
- 4. 公園およびビーチの閉鎖

即時より2020年4月13日まで全てのグアム政府管轄公園およびビーチは、 身体的、精神的健康維持のための運動を目的とした個人での利用以外は 全て閉鎖する。その際、知事令2020-004第5項に明記されている他者と の距離を十分にとることの遵守が求められる。

- 5. オープンガバメント法(情報開示)における特定規定の停止 グアムコード注釈付きセクション8103、8107、8108、8109、8110、8114 および8115第5番は一時的に2020年4月13日まで停止される。この非常時 に民間人が充分に情報を得られるよう公的機関は全ての会議を議事録に 記録し、引き続きグアム注釈付きセクション8113.1第5番に従わなければ ならない。オープンガバメント法に関する全ての規定を遵守せずに公的 機関の会議でとられた行動はグアムコード注釈付きセクション8113第5番 を遵守するまで有効ではない。
- 6. 新型コロナウィルスへの統一された対応活動(Covid-19 Unified Response Effort) CUREアクションチームの創設

新型コロナウィルスパンデミックへの適切な医学的対応に関する助言を提供するCUREアクションチームをここに編成する。グアム知事付き主席医務相談役およびグアム陸軍ナショナルガードにて公衆衛生局局長を務めるマイケルWクルズ大佐医学博士をグアム保健局によってこのアクションチームの統率者として任命する。CUREアクションチームは公的、民間の医療機関の代表者を含め、知事承認の下、公衆衛生当局によって任命された者によって構成される。

主席医務相談役は新型コロナウィルスパンデミックに対する公衆衛生および医療 対応に関して知事の指示を実行する権限と責任を持つものとする。知事承認の下、 公衆衛生当局によって任命された者は以下の権限を持つ:

a.) 医療施設の直接利用

グアムコード注釈付き第6条19章10番セクション19502の条項に従い、グアムにて医療施設としての営業を継続するための医療施設免許、認可、またはその資格の条件として、グアム全土の医療施設は新型コロナウィルスパンデミックへの対応に必要なあらゆるサービスを提供するよう指示されている。医療施設の使用には医療施設の管理および監督を公衆衛生当局に委託する可能性を含む。

b.) 医療の直接提供者

グアムコード注釈付き第6条19章10番セクション19608の条項に従い、医療提供者は医療免許資格の条件として、グアム政府によって指定された隔離施設を含む所属医療施設およびその他医療施設において、グアム保健局もしくはCUREアクションチームの指示がある場合には、全ての人への予防接種、治療、検査、テストなどの医療行為を補助することが求められている。

c.) 統一された手順の作成

CUREアクションチームへの直接的支援としてサービスが提供される際、全ての医療施設の医療提供者、職員、代理人は全て発行済みの統一された手順を遵守しなければならない。

d.) 医療用品の制御管理

グアムコード注釈付き第6条19章10番セクション19505の条項に従い、公 衆衛生当局はCUREアクションチームを通して、または単独でその権限を最 大限行使することができる。

7. 青務

新型コロナウィルスへの対応、計画、司令、指導、命令など CURE アクションチームへの直接支援、サービス提供を行う全ての医療施設の医療提

供者、職員、代理人は、グアムコード注釈付き 19 章 10 番セクション 19804(b)(2)の条項に従い、命令下で履行された行為に関して免責を受ける権利を有する。グアム政府の医療施設として運営される施設の医療提供者、職員、代理人などを含む全ての医療関連当事者も上記の免責に加え、法的に免責を受ける権利を有する。

8. グアム記念病院

新型コロナウィルス対応策の一環として、グアム記念病院は新型コロナウィルス対応医療施設として指定されている。グアム記念病院は、新型コロナウィルス検査で陽性と診断された患者および知事承認の下、公衆衛生当局によって新型コロナウィルス関連の病気であると診断された患者への医療行為を提供する。グアム記念病院とグアム政府間の医療行為に関する協力体制の条件として、緊急時に提供された医療行為に対する支払いは両者間で取り決められた同意書に基づいた料金設定の下、払い戻しおよび/もしくは請求される。

9. グアム リージョナル メディカル シティ (GRMC) 病院 新型コロナウィルス対応に指定されているグアム記念病院は島の医療需要に十分に対応しうる収容力を備えていない。新型ウイルス対応策の一環として GMHC 病院をグアム記念病院からの新型コロナウィルス非感染者受け入れ代替施設に指定し、グアム知事承認の下、公衆衛生当局の指示に従い新型コロナウィルス非感染者の受け入れおよび医療の提供に従事する。CURE アクションチームの決定によるグアム政府が要請する GMHR 病院の適宜利用には施設の様々な部門やエリアの使用 (利用可能な状況に応じて)、室内清掃、食事の提供、医療、薬品の提供を含むがこの限りではない。本命例のセクション7は GMRC 病院およびその職員、代理人に適用される。この緊急時の GMRC 病院施設の利用条件として、GMRC 病院によって提供された医療行為に対する支払いは両者間で取り決められた同意書に基づいた料金設定の下、払い戻しおよび/もしくは請求される。

10. ヘルスケアクリニック

新型コロナウィルス対応策の一環として、外科センターや地域における 医療クリニックは CURE アクションチームの指示に従い必要な医療行為を 提供するよう求められている。本知事令セクション 7 はこの緊急時、 CURE アクションチームの指示に従って従事する全ての医療クリニック、 その職員、代理人全てに適用される。これら参加団体は同意書に基づい た料金設定の下、もしくは CURE アクションチームによって設定された標 準化された料金設定に従って払い戻し、もしくは請求する。

11. 保護された健康に関する情報の開示および入手

グアムコード注釈付き第6条19章10番セクション19607の条項はCURE アクションチームの新型コロナウィルス対応策、指導、案内、指令に支 援を行う医療施設、医療行為者、ヘルスケアクリニック、またその職員、 代理人全てに適応される。

12. 執行

この命令もしくは知事令2020-03、2020-04および2020-05の条項に従わない場合は罰金の対象となり、事業の場合、営業許可の停止となりうる。この知事令を実行するため、この知事令に関してグアム公衆衛生および社会福祉局(以下グアム保健局)及びグアム税務局がガイダンスを発行することがある。グアム保健局およびグアム税務局は必要に応じてグアム警察庁の協力を得てこの知事令を執行する。

13. 分離/可分性

もし、この知事令のいずれかの条目規定、人または状況への適用が無効であると判断された場合でも、その無効性は、その他の有効な知事令の条目規定または適用に何らの影響も及ぼさない。また、この知事令の規定は分離可能である。

2020年3月24日、グアムのハガニャにて署名及び宣言した

ルーA レオンゲレロ メガハガグアハン グアム準州知事